

鹿児島市行政評価

平成24年度 外部評価報告書

平成24年10月

鹿児島市行政評価市民委員会

目 次

1	はじめに	1
2	鹿児島市行政評価市民委員会	
	(1) 開催状況	2
	(2) 委員名簿（50音順）	3
3	平成24年度の外部評価の方法	
	(1) 評価の対象	4
	(2) 評価対象事業の選定	4～5
	(3) 評価の方法	5
	(4) 評価区分	6
	(5) 意見集約	6
4	外部評価結果の概要	
	(1) 外部評価結果の総評	7～8
	(2) 評価結果の活用	9
	(3) 評価結果のフォローアップ	9
5	外部評価の結果	10
	個別評価シート	11～45
	【参考資料】	
	・ 鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱	46～47

1 はじめに

鹿児島市では、総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、平成16年度から事務事業評価（内部評価）に取り組み、18年度からは、客観性及び透明性を高めるため、「鹿児島市行政評価市民委員会」を設置し、それまでの内部評価に加え市民の視点に立った外部評価を行っている。

21年度には、第四次総合計画の目標年度である23年度に向けて各施策の仕上げ段階を迎えたことから、事務事業の上位に位置付けられる政策及び施策を対象に評価を行っている。

この度、平成24年度から第五次総合計画がスタートすることに伴い、「鹿児島市行政評価市民委員会」も新たな委員により再開することとなった。

今年度から26年度の3年間にかけて第五次総合計画の全24基本施策の事務事業を対象に評価を行うこととし、今年度は、6施策181事業の中から35事業を評価対象として選定し、これらの事務事業が効率的かつ効果的に行われているかについて、市民の立場から、精力的に評価作業に取り組んだ。

この外部評価報告書が鹿児島市の施策や事務事業の成果向上、行財政運営の効率性、透明性の向上に寄与することを願い、平成24年度外部評価の結果を報告する。

2 鹿児島市行政評価市民委員会

(1) 開催状況

評価にあたっては、全8回の会議を行った。その内容等は次のとおりである。

会 議	開 催 期 日	会 議 内 容
第1回	平成24年 6月26日 (火)	(1)会長及び副会長の選出等 (2)鹿児島市の行政評価について (3)行政評価市民委員会の運営方法について
第2回	平成24年 7月 3日 (火)	(1)評価対象事業の選定について
第3回	平成24年 7月20日 (金)	(1)評価対象事業の確認について (2)事業実施課へのヒアリング
第4回	平成24年 7月27日 (金)	(1)事業実施課へのヒアリング
第5回	平成24年 8月 3日 (金)	(1)事業実施課へのヒアリング
第6回	平成24年 8月10日 (金)	(1)事業実施課へのヒアリング
第7回	平成24年 8月17日 (金)	(1)評価についての協議
第8回	平成24年10月 3日 (水)	(1)報告書のまとめ

(2) 委員名簿（50音順）

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	いし つか よし のぶ 石 塚 孔 信	鹿 児 島 大 学 法 文 学 部 教 授
副 会 長	おお わき みち たか 大 脇 通 孝	弁 護 士
委 員	かみ いけ み ほ 上 池 美 穂	公 募 委 員
委 員	かわ なべ よし の 川 邊 佳 乃	t a u w o r k s 代 表
委 員	たけ なか ひろ ゆき 竹 中 啓 之	鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 商 経 学 科 准 教 授
委 員	たま がわ めぐみ 玉 川 恵	株 式 会 社 丸 屋 本 社 代 表 取 締 役 社 長

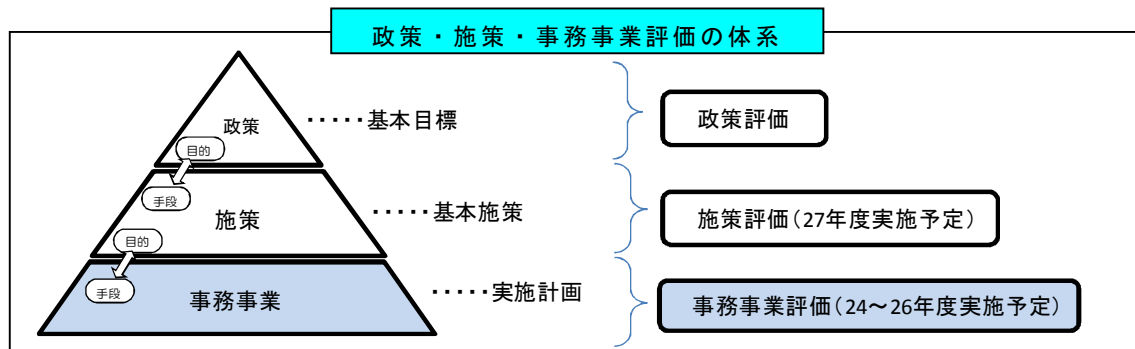
3 平成24年度の外部評価の方法

(1) 評価の対象

第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画（平成24年度～26年度）に掲載されている事務事業を対象に評価を行った。

【参考：行政評価のスケジュール（実施年度）】

平成24年度から26年度にかけて事務事業評価を、平成27年度に施策評価を行う予定である。



(2) 評価対象事業の選定

平成24年度の市民委員会の評価対象とする事務事業については、24年度行政評価の対象である6基本施策の181事業について市から概要説明を受けた後、各委員から評価の対象としたい事業を選出してもらい、これをもとに当委員会として35事業を選定した。

【参考：事務事業評価の実施方針】

1 事務事業評価の対象事業

第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画に掲載されている事務事業。ただし、以下の事業を除く。

- (1) 新規・拡充事業
- (2) 本市に裁量の余地がない事業（児童扶養手当など）
- (3) 予算を伴わない事業
- (4) 教育委員会の事業（独自に「教育委員会活動の点検・評価」を実施しているため）

2 24年度の評価対象分野

第五次鹿児島市総合計画の基本施策を単位として全体をおおむね1/3ずつに分けて、24年度から26年度までの3か年で実施する。24年度に対象とする基本施策は次のとおり。

〈事務事業評価 評価計画（24年度～26年度）〉

基本 目標	基本 施策	24年度	25年度	26年度
1 市民と行政が拓く協働と連携のまち				
	1 地域社会を支える協働・連携の推進		○	
	2 自主的・自立的な行財政運営の推進	○		
2 水と緑が輝く人と地球にやさしいまち				
	1 低炭素社会の構築			○
	2 循環型社会の構築		○	
	3 うるおい空間の創出		○	
	4 生活環境の向上	○		
3 人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち				
	1 地域特性を生かした観光・交流の推進			○
	2 中心市街地の活性化			○
	3 地域産業の振興	○		
	4 農林水産業の振興		○	
4 健やかに暮らせる安全で安心なまち				
	1 子育て環境の充実	○		
	2 高齢化対策の推進		○	
	3 きめ細かな福祉の充実			○
	4 健康・医療の充実	○		
	5 生活の安全性の向上		○	
	6 総合的な危機管理・防災力の充実			○
5 学ぶよろこびが広がる誇りあるまち				
	1 学校教育の充実			○
	2 生涯学習の充実			
	3 市民文化の創造			
	4 スポーツ・レクリエーションの振興			
	5 人権尊重社会の形成			○
6 市民生活を支える機能性の高い快適なまち				
	1 機能性の高い都市空間の形成			○
	2 快適生活の基盤づくり		○	
	3 市民活動を支える交通環境の充実	○		

(3) 評価の方法

各事業の担当課に委員会に出席頂き、評価資料をもとに事業担当課へヒアリングを行い、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、評価を行った。

評価の視点	内 容
必要性	事業の必要性は高まっているか、市以外に実施主体はないか
有効性	指標の達成度や成果向上への見直し等は妥当か
効率性	事業手法、事業の統合、コスト削減の工夫は妥当か
公平性	受益者負担は適切か

(4) 評価区分

評価区分は、内部評価と同様に次のとおりとした。

評価区分	内容
A 継続	引き続き改善・工夫に努めながら継続する
B 見直し	事業の実施方法等を見直す必要がある
C 統合	事業の統合を検討すべき
D 縮小	事業規模を縮小する必要がある
E 休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
F 廃止	制度自体を廃止すべき
G 終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

(5) 意見集約

ヒアリング実施後、評価資料及びヒアリングの結果を踏まえ、各委員が個別に評価し、その後、委員間の意見集約を図り、当委員会としての意見を取りまとめた。

集約できなかった意見で、特に市に参考意見として伝えるべきと判断したものについては、「少数意見」として記載した。

4 外部評価結果の概要

(1) 外部評価結果の総評

平成24年度の外部評価は、35の事務事業を対象に評価を行った。

その評価の詳細は10ページ以降に記載しているが、その中でも、特に重要であり、今後、市が積極的に検討すべき主なものを次の5項目にまとめた。これらの点については、外部評価の対象とした事業だけでなく、それ以外の市が行っている全事業においても、見直しを検討し、改善に努めるべきである。

① 適切な指標の設定

成果指標について、数値によらないものも多く、数値による指標が設定されている場合でも、事業の一部の状況を示しているに過ぎないものなど、事業の進捗や成果の把握が困難なものが見受けられた。

また、事業の実施回数や件数等の活動指標についても、事業全体の活動量を把握する上で、よりふさわしい他の指標があるのではないかと思われるものが見受けられた。

指標については、事業全体の活動量や成果を明確に表す指標を設定することは困難な場合もあるが、事業目的の達成度を数値で確認し、事業の必要性、有効性、効率性を測る上で重要な要素であることから、工夫を凝らし適切な指標設定に努める必要がある。

② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等に伴う事業の見直し

申請が全くない補助制度や利用件数が低迷している施設など、事業環境やニーズの変化への対応が不十分なものが見受けられた。

適切なサービスを効果的に提供していくためには、社会経済情勢や市民ニーズの変化に即して、時機を失することなく不断の見直しを進めていく必要がある。

サービスを利用する人が今何を求めているのかという視点から、事業のやり方等を柔軟に見直し、成果向上を図っていただきたい。また、事業自体の必要性が低下しているものについては、廃止を含め抜本的見直しを進めるべきである。

③ 最少のコストで最大の効果を上げる不断の見直しの検討

事業の実施にあたっては、常に最少のコストで最大の効果を上げる努力が必要である。

例えば、民間委託を積極的に活用することは、効率的に事業を推進する上で有効であるが、状況の変化により必要性の低下している業務が含まれていないか、関連業務を一括委託することで経費を節減できないかなど、より効率的、効果的に実施するために見直すべき点はないか、常に精査を行い、見直しを検討すべきである。

④ ホームページでの情報提供の充実

インターネットや多機能携帯電話（スマートフォン）の普及に伴い、ホームページでの情報提供はますます重要になってきており、本市においても、各事務事業についてホームページを活用して情報提供が行われているが、必要な情報を探しにくい、情報が不足している、更新頻度が低いなどの改善すべき点が見受けられた。

ホームページでの情報提供については、内容の充実はもとより、情報に簡単にたどり着けるように改善するほか、情報通信技術の進展に対応した機能強化を図るなど、改善、充実を図るとともに、アクセス件数を確認するなど、効果の把握にも努めるべきである。

⑤ 補助事業の実績の精査と効果的な補助のあり方の検討

市が補助金を支出する事業については、対象事業が目的に基づき適切に執行されているか、事業実績の精査を行うとともに、補助対象の経費についてもその必要性について検証すべきである。

今回、各団体に対し毎年同額の補助を長年継続しているケースが見受けられたが、各種団体に対する運営補助については、各団体の自主的、効率的な運営努力や活動の活発化を促す面からも、事業補助への切り替えを含め、今後の運営補助のあり方について見直しを検討すべきである。

また、負担金についても、同様にその必要性を検証し見直しを検討すべきである。

(2) 評価結果の活用

外部評価の結果においては、できるだけ多くの改善点等を示すとともに、欄外には委員会の中で出た少数意見も付記している。改善点等を踏まえ、積極的に事業の見直しの検討を行い、次年度以降の予算編成に活用していただきたい。

また、少数意見についても、市民の視点からはこのような意見・考えもあることを認識して事業を行っていただきたい。

(3) 評価結果のフォローアップ

行政評価の導入目的の一つとして、行政が行っている事務事業を見直すことをシステムとして機能させることがあげられる。そのため、事業実施課は評価結果を踏まえ、実際に成果向上に向けた改善に取り組んでいくことが重要である。中には改善策を検討するために期間を要するなど、直ちに評価結果を反映させることが難しい場合もあると思うが、その場合でも、その理由や検討経過などを明らかにして、市民への説明責任を果たす必要がある。

当委員会としても、評価結果や委員会の意見等を踏まえた事業の見直しの状況について把握する責務があることから、市から進捗状況の報告を受け確認を行っていききたい。

5 外部評価の結果

No.	事務事業名	外部評価
1	テレビ・ラジオ放送事業	B 見直し
2	鹿児島中央駅市民プラザ管理運営費	B 見直し
3	市税及び市債権徴収強化対策事業	A 継続
4	納税お知らせセンター事業	A 継続
5	基本研修及び専門研修の充実	C 統合
6	職場研修の充実（自主研修の講師謝金の援助等）	C 統合
7	統合型GIS運営事業	A 継続
8	環境衛生功労者表彰事業	A 継続
9	市営墓地施設改良事業	A 継続
10	市営墓地環境整備事業	A 継続
11	にぎわい商店街づくり支援事業	B 見直し
12	中小企業振興条例に基づく助成事業	A 継続
13	中小企業異業種交流支援事業	C 統合
14	中小企業情報化促進事業	C 統合
15	中小企業指導団体助成事業	B 見直し
16	竹工芸マイスター養成講座	B 見直し
17	伝統的工芸産業の振興	A 継続
18	新規創業者等育成支援事業	C 統合
19	ソーホーかごしま管理運営事業	C 統合
20	ソフトプラザかごしま管理運営事業	C 統合
21	伝統的工芸産業の活路開拓支援事業	B 見直し
22	特産品宣伝事業	A 継続
23	特産品コンクール開催事業	B 見直し
24	障害者等雇用促進事業（表彰事業）	F 廃止
25	幼児むし歯予防事業	C 統合
26	就学前歯の健康づくり事業	C 統合
27	子育てほっとクラブ事業	F 廃止
28	かごしま市民健康55プラン推進事業	C 統合
29	55プランでゴーゴー！普及キャンペーン事業	C 統合
30	自殺対策事業	A 継続
31	食育推進事業	B 見直し
32	地域食育推進事業	A 継続
33	高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進	A 継続
34	国道・県道の整備促進	A 継続
35	東西幹線・南北幹線道路の整備促進事業	A 継続

35事業のうち、Aの継続は14事業、Bの見直しは8事業、Cの統合は11事業、Fの廃止は2事業であり、見直し等の割合は60%となっている。各事務事業の詳細い評価結果は次ページ以降のとおりである。

No.	事務事業名	事業実施課
1	テレビ・ラジオ放送事業	総務局 広報課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和37年度</p> <p>【概要】 市の重要施策や市政に関する情報などを市民にわかりやすく広報する市政広報番組を地元民間放送局6社で放送する。</p> <p>【対象者】 市民等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビによる市政広報 (30分番組)月1回、日曜日にKTS、KYT、MBCの3局で放送 (5分番組)毎週金曜日、KKBで放送 ・ラジオによる市政広報 (30分番組)月1回、土曜日に鹿児島シティエフエムで放送 (5分番組)鹿児島シティエフエム(週2回)、MBCラジオ(週1回)、エフエム鹿児島(週1回)の3局で放送 	
評価内容	<p>市の施策や市政に関する情報をテレビ・ラジオを通してわかりやすく幅広く市民に広報するために必要な事業であるが、情報伝達媒体も多様化してきており、また、視聴率が低迷している番組もあることから、より効果的な事業となるよう、効果等の検証と時代に即した広報方法の検討・見直しに継続して取り組む必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【評価】</p>	
改善点等	<p>・視聴率が継続して低迷している番組について、その原因を検証し、番組の放送時間帯や内容を見直す必要がある。</p> <p>・ホームページ等での録画番組の配信について、トップページでのわかりやすい告知方法や録画番組を掲載しているページまで誰でも簡単にたどり着けるよう、さらに工夫すべきである。</p> <p>・番組制作について、職員で出来る業務がないかなど、さらに効率的に事業を実施できないか、常に委託内容の見直しに努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">B 見直し</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
2	鹿児島中央駅市民プラザ管理運営費	総務局 広報課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成8年度</p> <p>【概要】 鹿児島中央駅西口の一画において、市民サービスステーションと併設して、市民等に市政に関する情報を提供する。</p> <p>【対象者】 市民等</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施設や催物のパンフレット、ガイドンスビデオのほか、観光物産品の展示などによる市政広報 ・場所：鹿児島中央駅西口側1階 ・面積：66.81㎡ 	
評価内容	<p>現在、市民サービスステーションへの入口からの通路部分の両壁面にパンフレットや特産品等を展示しているが、費用対効果が低いと言わざるを得ない。中央駅という一等地に見合った活用・運用を検討する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を活かしたイベント等（観光に関するもの、物産販売・試食や試飲など）、民間を含めた諸団体と連携した取り組みを速やかに検討すべきである。 ・施設の利用状況や効果を把握する方法を速やかに検討すべきである。 	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
3	市税及び市債権徴収強化対策事業	総務局 特別滞納整理課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 負担の公平性や財源の確保を図り、健全財政を維持するため、市税及び市税以外の未収債権について、その縮減及び収納率向上のために市税徴収のノウハウを活用した滞納整理を強化する。</p> <p>【対象者】市税等の滞納者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <p>○市税の徴収強化策 ・搜索、動産差押、タイヤロックによる車の差押、インターネット公売、滞納整理指導員の活用</p> <p>○市税以外の徴収強化策 ・債権回収対策本部会議の開催、全庁的な滞納整理研修の実施、奨学資金等の支払督促の申立て</p>	
評価内容	<p>市の財政の健全性を保ち、負担の公平性を維持するため、市税等の高額滞納案件や徴収困難案件等の徴収強化に取り組むことは必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・債権の引受基準を下げ、滞納案件等の徴収強化をさらに推進する必要がある。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
4	納税お知らせセンター事業	総務局 納税課 特別滞納整理課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】市税及び国民健康保険税などの滞納者に対し、電話による自主納付の呼びかけ等を民間委託により行う。</p> <p>【対象者】市税等の現年課税分の新規滞納者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <p>納付期限を過ぎて督促状を発送後も納付がない方に、電話による納付の呼びかけを行う。</p> <p>○納付の呼びかけを行っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税、国民健康保険税、災害援護資金貸付金、民生安定資金、介護保険料、保育料、延長保育料、母子寡婦福祉資金貸付金、住宅使用料、後期高齢者医療保険料、奨学資金貸付金(奨学金・入学一時金)、給食費、児童クラブの保護者負担金 <p>○時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日:9時～17時、12時～20時、9時～20時、土日祝:9時～17時(月2回) 	
評価内容	<p>市税等の初期滞納者に対し早い段階で働きかけを行うことは、滞納の早期解消等のために必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・電話がつながりやすい曜日や時間帯等の分析を行い、同センターの開設日や開設時間の見直しなど常に業務内容の改善に取り組み、さらに効果的な事業の推進を図る必要がある。 ・委託料については、毎年度、業務内容を精査し縮減に努める必要がある。 	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
5	基本研修及び専門研修の充実	総務局 人事課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和31年度</p> <p>【概要】 職員の能力開発を目的とした各種研修を実施し、市政を推進する上で必要な政策形成能力、対外折衝能力及びコミュニケーション能力などを向上させるほか、公務員としての自覚と倫理意識の向上や法令遵守の徹底を図り、市民から信頼される職員を育成する。</p> <p>【対象者】 全職員</p> <p>【具体的な活動内容】 ①基本研修(階層別研修)及び専門研修の充実 ②派遣研修の推進</p>	
評価内容	<p>職員としての資質向上に必要不可欠であるが、「職場研修の充実」と目的や手段が重複する部分も多いため統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・「職場研修の充実」と統合すべきである。 ・研修を受けた職員のパフォーマンスの向上がどのように変化したのかなど、研修の成果の検証を行うべきである。 ・eラーニングなどインターネット環境を使った新しい方法もあることから、さらに効率的な実施方法を検討すべきである。 ・接遇など民間の発想を積極的に取り入れる研修カリキュラムもより多く検討すべきである。 	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
6	職場研修の充実(自主研修の講師謝金の援助等)	総務局 人事課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和31年度</p> <p>【概要】 職場における職務遂行能力の向上を目的に、各課で実施する職場研修を推進するとともに、効果的な研修の実施を支援し、研修に関する情報提供や講師謝金の援助等を行う。</p> <p>【対象者】 全職員</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職場研修に必要な講師の紹介などの情報提供 ②各課で実施する職場研修に従事する講師への謝金援助 	
評価内容	<p>職員としての資質向上に必要不可欠であるが、「基本研修及び専門研修の充実」と目的や手段が重複する部分も多いため統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>「基本研修及び専門研修の充実」と統合すべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
7	統合型GIS運営事業	総務局 情報システム課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 複数の部局が各業務において共用する地図データを一元的に管理する「統合型GIS(地理情報システム)」の運用を行う。また、地図データを使って、公共施設や観光等の情報をインターネット上で提供する「かごしまiマップ」により市民の利便性向上を図る。</p> <p>【対象者】 統合型GISは職員、かごしまiマップは市民等</p> <p>【具体的な活動内容】 統合型GISの運用、iマップによる市民等への地図情報提供</p>	
評価内容	<p>庁内向けの統合型GISについては、業務に必要な様々な地図情報を一元的に管理し、共有するものであり、業務の効率化、迅速化のため必要なものである。</p> <p>しかし、市民向けの地図情報サービス「かごしまiマップ」については、行政が有する地図情報を市民に還元する取組は意義のあることであるが、類似の民間サービスが多数あることから、必要最小限の機能に留めるべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「かごしまiマップ」については、費用対効果の視点に留意し、データの項目数が必要以上に増えないように事業費の管理を徹底すべきである。</p> <p>・また、「かごしまiマップ」では、避難所の位置など、市民にとって必要な情報が掲載されているので、さらに周知を図る必要がある。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

インターネット上では民間の地図情報サービスが発達しており、「かごしまiマップ」操作性の面から一般市民のニーズに応えられるものであるとは考えにくい。特に観光に関しては、ホームページサイトメニュー「観光・イベント」内から「かごしまぶらりまち歩き」を見る方が情報も充実している(Googleマップが利用されている)ことから、「かごしまiマップ」の次回更新時には掲載内容から外すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
8	環境衛生功労者表彰事業	環境局 環境衛生課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和33年度</p> <p>【概要】 鹿児島市、鹿児島市衛生組織連合会の共催により、環境衛生改善活動や清掃美化活動等に功績があった地区組織の指導者、個人、団体又はグループ等を環境衛生功労者として表彰する。</p> <p>【対象者】 ・鹿児島市衛生組織連合会の会員 ・鹿児島市認定のまち美化推進団体</p> <p>【具体的な活動内容】 鹿児島市環境衛生大会を開催し、表彰式を行う。</p>	
評価内容	<p>地域の環境衛生に係る活動の促進や、まち美化意識の向上のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・表彰者のうち、地区組織の指導者として町内会長を在職年数で表彰しているが、具体的な活動実績を選考基準に加えるなど、より効果的に事業を推進できるよう改善に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

町内会長個人を表彰することが、地域住民の意欲向上等に効果があるか疑問であることから、町内会等の具体的な活動内容を対象とする団体表彰への切り替えや、表彰に代わる活動奨励策を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
9	市営墓地施設改良事業	環境局 環境衛生課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成元年度</p> <p>【概要】 市営墓地(18箇所)の法面、参道、側溝等の改良及びトイレ、給水栓の設置を年次的に行い、墓参者の安全確保及び利便性の向上を図る。</p> <p>【対象者】 市営墓地利用者</p> <p>【具体的な活動内容】 年次計画に基づく、法面・参道・側溝整備及び防護柵設置等</p>	
評価内容	<p>墓参者の安全確保及び利便性向上のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>A 継続</p> <p>・「市営墓地環境整備事業」と連携を取りながら、ハード・ソフト両面から効果的な事業実施に努めるべきである。</p> <p>・「墓参者の安全確保及び利便性の向上」の指標としては、事故や苦情等の件数減少によって見る方法も考えられるので、今後、成果を数値で把握するよう努めるべきである。</p>	

【少数意見】

市営墓地の利便性向上という目的が共通していることから、「市営墓地環境整備事業」との統合を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
10	市営墓地環境整備事業	環境局 環境衛生課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成10年度</p> <p>【概要】 管理の行き届かない墓地区画等の整理を行い、空きスペースを利用し、参道等の整備や休憩施設を設置する等、墓参者の利便性向上を図る。</p> <p>【対象者】 市営墓地利用者</p> <p>【具体的な活動内容】 管理の行き届かない墓地区画の利用者に対する立札設置及び官報広告等。墓地利用者からの申し出に対し、管理改善等の指導。改葬及び墓石撤去など。</p>	
評価内容	<p>墓地区画等を整理し、空きスペースを活用した環境整備を図ることは必要なことである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「市営墓地施設改良事業」と連携を取りながら、ハード・ソフト両面から効果的な事業実施に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

市営墓地の利便性向上という目的が共通していることから、「市営墓地施設改良事業」との統合を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
11	にぎわい商店街づくり支援事業	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成19年度</p> <p>【概要】 来街者の商店街に対する意識調査や経営者に対する実態調査などの商店街診断を実施し、診断結果を踏まえて、商店街づくり研究会(商店街会員を中心にコーディネーター、市職員が参加)を組織し、商店街として取り組むべき点や個店としての対応などについて計画を策定する。</p> <p>【対象者】 商店街</p> <p>【具体的な活動内容】 21年度:1団体(宇宿商店街振興組合) 22年度:1団体(鹿児島中央駅西口通り会)</p>	
評価内容	<p>平成23、24年度の2年間実施商店街が無かったことを踏まえ、商店街の負担軽減を図るなど、より取り組みやすいように事業内容を見直す必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街が抱えている問題を今一度現場から吸い上げ、ニーズを把握した上で、商店街の負担軽減を図るなど、より取り組みやすいように見直すべきである。 ・申請を待つ受け身的な支援ではなく、説明会の開催や成功事例の紹介など、積極的なアプローチを行うべきである。 	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
12	中小企業振興条例に基づく助成事業	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和48年度</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織化助成: 中小企業者が法人である事業協同組合等を組織した場合、1法人あたり10万円の範囲内で助成する。 ・共同施設設置助成: 市内の商店街振興組合や事業協同組合が公衆の利便に寄与する共同施設(アーケード・街路灯等)を設置した場合、または構成員の事業共同化のための共同施設を設置した場合、中小企業振興条例に基づき、100分の50の範囲内で助成する。限度額は1億円。 <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織化助成: 中小企業者の団体、共同施設設置事業: 商店街等 <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織化助成: 21年度0団体、22年度0団体、23年度0団体 ・共同施設設置事業補助実績: 21年度1団体、22年度4団体、23年度2団体 	
評価内容	<p>本市中小企業者の組織化や商店街の環境整備を推進するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・共同施設設置事業補助については、維持補修に対する補助の検討など、商店街等の現状やニーズに合ったより効果的な事業の推進に努める必要がある。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
13	中小企業異業種交流支援事業	経済局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成2年度</p> <p>【概要】 中小企業者が異分野の企業と相互に交流することを支援し、交流を通じ、企業の融合化・ニュービジネスの創造の促進を図ることを目的とする異業種交流支援事業実行委員会に対し、負担金を支出する。</p> <p>【対象者】 農林水産事業者、商工業事業者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・実行委員会で決められたテーマに沿って、異業種交流グループによる研究会を立ち上げ、事業化モデルの構築へ向け2年間支援する。 ・異業種交流支援事業実行委員会(本市と県中小企業団体中央会等で組織)にて研究会の取り組みを支援</p>	
評価内容	<p>中小企業者の交流を支援し、ニュービジネスの創造の促進を図ることは必要であるが、平成23年度から実施している、本市の特性や地域資源を生かした新製品・商品・サービスの創出に取り組む「新産業創出支援事業」に事業目的や内容が包含されることから、当事業と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「新産業創出支援事業」に統合し、その中で新たな事業手法を検討し、実施していくべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
14	中小企業情報化促進事業	経済局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成13年度</p> <p>【概要】 ソフトプラザかごしまの情報提供コーナーの運営、情報化セミナー等の開催により、市内中小企業の情報化の促進を図る。また、ソフトプラザかごしま入居企業をはじめ、市内の情報関連企業に対しソフト面からの支援策を行うことにより、今後、成長の見込める情報関連産業の育成を図る。</p> <p>【対象者】 市内中小企業者等</p> <p>【具体的な活動内容】 ・ソフトプラザかごしま情報提供コーナーの運営(ビジネス関係図書の貸出) ・情報化、IT技術者の人材育成セミナー等の開催(24年度:計15回)</p>	
評価内容	<p>市内中小企業の情報化促進や情報関連産業の育成のために必要な事業であるが、この事業が開始された平成13年度当時と比べると中小企業の情報化が進展し状況も変化していることから、これらの変化に即した効果的な事業展開を図るため、「ソフトプラザかごしま管理運営事業」等と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「新規創業者等育成 支援事業」、「ソフトプラザかごしま管理運営事業」、「ソーホーかごしま管理運営事業」と統合し、ハード、ソフトを含めた一体的な推進を図るべきである。</p> <p>・情報化セミナー等の開催については、情報化にとらわれないセミナー等の充実に努めるべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

各種セミナーは、類似事業が中小企業団体でも行われているため、廃止すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
15	中小企業指導団体助成事業	経済局 経済政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和28年度</p> <p>【概要】 鹿児島市中小企業振興条例等に基づき、中小企業者及び事業協同組合等の総合的な向上、改善と育成に努めている指導団体に対し、助成金を交付することにより、団体の行う事業の円滑な運営を促進する。</p> <p>【対象者】 商工業者</p> <p>【具体的な活動内容】 鹿児島市中小企業振興条例等により定める指導団体に対し、補助金を交付し、団体の行う事業の円滑な運用を支援する。</p>	
評価内容	<p>本市経済の活性化のため中小企業者等の指導団体の円滑な運営を支援することは必要であるが、より効果的な助成となるよう補助金の算定方法等の見直しを行うべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、定額の助成金を継続するのではなく、各団体の活動内容、財政状況、会員数の増減に応じた補助金の算定を行うべきである。 ・補助金を活用して行われた事業の実施状況等の成果について、具体的な数値により把握する必要がある。 	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
16	竹工芸マイスター養成講座	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成元年度</p> <p>【概要】 竹工芸技術の継承と竹工芸に対する市民の理解を深めるため、竹工芸マイスター養成講座(初級・中級・上級・再上級)を開催する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業:初級・中級・上級・再上級の4講座の開催 ・費用負担:無料 	
評価内容	<p>竹工芸技術の継承と後継者養成のために必要な事業であるが、事業開始後20年間、講座修了生の中から竹工芸品の製造販売を生業とする人材を輩出できていないことから、講座終了後の支援策を含め、事業内容を見直す必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・竹工芸品の製造販売を生業とする後継者を育成し、産業振興につなげていく方策が必要なことから、講座内容の充実とともに、講座修了後の就業、起業や販売促進に対する支援についても取り組むべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

「竹産業の振興・発展」が見込めるかを見極め、発展が見込めないのであれば、他事業との統合や事業の縮小を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
17	伝統的工芸産業の振興	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和一一年度</p> <p>【概要】 市内の伝統的工芸産業(大島紬・竹)業者の作業場を提供し、本場大島紬産業、竹産業の振興・育成を図る。</p> <p>【対象者】 市内の大島紬製造業者・竹工芸品製造業者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・伝統的工芸産業に従事する業者の作業場の提供(大島紬締機センター、大島紬のり張りセンター、竹産業振興センター) ・全国和装産地市町村協議会等への参加</p>	
評価内容	<p>本市の伝統工芸産業の振興・発展を支える拠点施設の運営のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・施設警備や点検業務の委託料の節減を図るなど、さらに効率的な運営に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
18	新規創業者等育成支援事業	経済局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 インキュベーション・マネージャーを配置し、経営・販路面のアドバイスなどを行うとともに、イベント、セミナーを開催するなど、新規創業者等を育成支援する。</p> <p>【対象者】 ソーホーかごしま等の入居者、市内新規創業者・中小企業者など</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーホーかごしま入居者等に対する経営指導等(通年) ・新規創業者等に対する助言・指導等(通年) ・SOHO支援イベント(年2回)、セミナー等(年3回程度)の開催 ・関係機関と連携した創業支援 	
評価内容	<p>新規創業を促進し、雇用の創出・経済の活性化を図るうえで必要な事業であるが、関連事業との連携を強化し、さらに効果的な事業展開を図るため、「ソーホーかごしま管理運営事業」等と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業情報化促進事業」、「ソフトプラザかごしま管理運営事業」、「ソーホーかごしま管理運営事業」と統合し、ハード、ソフトを含めた一体的な推進を図るべきである。 ・統合後は、ソフトプラザ、ソーホーかごしまの両施設に配置しているインキュベーションマネージャーのあり方については、配置人数を含め見直すべきである。 	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
19	ソーホーかごしま管理運営事業	経済局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成17年度</p> <p>【概要】 SOHOを育成・支援するための拠点施設「ソーホーかごしま」の管理・運営を行うことにより、ベンチャービジネスの展開や新規創業を促進し、本市経済の活性化を図る。</p> <p>【対象者】 SOHO事業者</p> <p>【具体的な活動内容】 SOHO事業者を育成・支援する拠点施設「ソーホーかごしま」の管理・運営を行う。</p>	
評価内容	<p>新規創業を促進し、雇用の創出・経済の活性化を図るうえで必要な事業であるが、関連事業との連携を強化し、さらに効果的な事業展開を図るため、「新規創業者等育成支援事業」等と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「中小企業情報化促進事業」、「新規創業者等育成支援事業」、「ソフトプラザかごしま管理運営事業」と統合し、ハード、ソフトを含めた一体的な推進を図るべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
20	ソフトプラザかごしま管理運営事業	経済局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成13年度</p> <p>【概要】 本市における情報関連企業の育成支援や中小企業の情報化、市外からの情報関連企業の誘致などを促進するための拠点施設として、その管理・運営を行う。</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供コーナーの受付業務等を担う臨時職員の雇用 ・警備、清掃、設備点検、ごみ搬出、その他保守点検等委託業務 ・施設修繕 ・インターネット接続関係 ・光熱水費関係 等 	
評価内容	<p>本市情報関連産業の育成や地元中小企業の情報化を図るために必要な事業であるが、中小企業の情報化が進展し、近年の入居率も低迷していることから、「ソーホーかごしま管理運営事業」等の関連事業と統合し、さらに効果的な事業展開を図る必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業情報化促進事業」、「新規創業者等育成支援事業」、「ソーホーかごしま管理運営事業」と統合し、ハード、ソフトを含めた一体的な推進を図るべきである。 ・入居要件の緩和や積極的に広報するなど、入居率向上策に取り組むべきである。 	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
21	伝統的工芸産業の活路開拓支援事業	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和55年度</p> <p>【概要】 大島紬・竹工芸品の活路開拓のためのイベント活動や展示販売会に対する助成を行うとともに、県などと共同で実行委員会を組織して、薩摩焼フェスタを開催することにより、伝統的工芸産業(大島紬・竹工芸・薩摩焼)の振興を図る。</p> <p>【対象者】 本場大島紬織物協同組合、竹工芸振興組合、薩摩焼製造業者等</p> <p>【具体的な活動内容】 ・本場大島紬織物協同組合が行う活路開拓のためのイベント活動や、竹工芸振興組合が行う竹製品の展示販売会の事業費の一部を助成。 ・「薩摩焼フェスタ」において、新作展や作品展等を開催。</p>	
評価内容	<p>大島紬、竹工芸、薩摩焼のイベント活動等に対する助成を行うことは、伝統的工芸産業の振興・発展のために必要であるが、さらなる成果向上に向けて、イベントの実施方法等について見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・現在、大島紬、竹工芸、薩摩焼のイベントは別々に実施されているが、他の伝統的工芸品や新しい特産品と合同して開催することにより、新たな顧客の開拓など相乗効果が期待できることから、合同イベント等を開催すべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
22	特産品宣伝事業	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和38年度</p> <p>【概要】 本市の特産品を紹介・宣伝し、販路拡大を図るため、特産品ガイドブックを作成するとともに、福岡市で開催予定の「九州地区観光宣伝隊」において、本市の特産品を紹介・宣伝する。</p> <p>【対象者】 観光客・市民等</p> <p>【具体的な活動内容】 ・ガイドブック発行部数: 30,000部(日本語)、5,000部(外国語版4種類) ・ガイドブック配布先: 県内ホテル・業者、市主催イベント、観光案内所、市施設・県外事務所等</p>	
評価内容	<p>本市の特産品を紹介・宣伝し、販路拡大を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・本市特産品の認知度の向上や売上の増加等の成果指標を設定し、効果を把握する必要がある。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

鹿児島の特産品は、お茶、焼酎、大島紬、屋久杉など県の観光事業とも重なる部分も多く、このガイドブックを5、6年おきに市単独で作成することによる観光客への販売効果が表れているか疑問である。また、このガイドブック作成・配布を一つの事業として独立させる必要はなく、「メイドインかごしま支援事業」の枠組みの中で行うべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
23	特産品コンクール開催事業	経済局 産業支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成2年度</p> <p>【概要】 県などと共同で実行委員会を組織し、県内の製造業者が新たに開発・製造・改良した商品について、コンクールを開催し、入賞商品を県内外で紹介宣伝することにより、特産品のPRと販路拡大を図る。</p> <p>【対象者】 県内製造業者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新特産品の表彰(入賞商品22点) ・コンクール出品業者を対象にしたITセミナー ・商品の展示・販売・PR等 	
評価内容	<p>本市特産品の生産技術の向上と製品開発意欲を高揚し販路拡大するために必要な事業であるが、入賞商品のPRなど、事業内容のさらなる改善が必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>B 見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクール以後にどのような支援が必要かなど、事業内容についてさらに分析・検討する必要がある。 ・入賞商品の認知度向上策や販売促進策について、既存イベントを活用するなど、なるべくコストをかけないよう工夫しながら、充実を図る必要がある。 ・入賞商品のその後の販売実績など、特産品の販路拡大の実績が分かる成果指標を設定し、効果を把握すべきである。 	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
24	障害者等雇用促進事業(表彰事業)	経済局 雇用推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和59年度</p> <p>【概要】 障害者等の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用優良事業所や障害者優良従業員を表彰する。また、障害者の社会参加促進のため、障害者雇用ガイドを作成し配布する。</p> <p>【具体的な活動内容】 障害者雇用優良事業所及び障害者優良従業員表彰式 ・開催時期 9月 ・開催回数 1回 障害者雇用ガイド ・発行部数 7,500部</p>	
評価内容	<p>障害者の雇用促進と職業安定を図るための取り組みは必要であるが、近年、民間企業における障害者雇用率も上昇してきており、表彰制度の意義は低下していると考えられることから、当表彰は廃止し、他のより効果的な取り組みを検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・表彰制度に代わる障害者雇用の促進と働く障害者の意欲向上を図る施策を別途検討し、当表彰は廃止すべきである。</p> <p>・障害者雇用ガイドの作成については、他の事業に統合すべきである。</p>	<p>F 廃止</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
25	幼児むし歯予防事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 2歳児：平成元年度、2歳6か月児：平成3年度、1歳児：平成4年度</p> <p>【概要】 幼児の歯科健診及びフッ素塗布を歯科医療機関に委託して実施することにより、むし歯を予防する。</p> <p>【対象者】 1歳児、2歳児、2歳6か月児</p> <p>【具体的な活動内容】 1歳児は歯科健診及び保健指導、2歳児、2歳6か月児は歯科健診及びフッ素塗布を委託歯科医療機関で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児：自己負担なし ・2歳児、2歳6か月児：自己負担600円 	
評価内容	<p>幼児の虫歯の予防と口腔の健康の保持増進のため必要な事業であるが、「就学前歯の健康づくり事業」と事業内容がほぼ同一であることから、効率的に事業を実施するため、同事業と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学前歯の健康づくり事業」と統合すべきである。 ・2歳及び2歳6か月児に対しては、歯科健診とフッ素塗布をセットで実施しているが、受診しやすいように、歯科健診のみでも受けられるよう見直しを検討すべきである。 	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
26	就学前歯の健康づくり事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 幼児の歯科健診及びフッ素塗布を歯科医療機関に委託して実施することにより、むし歯を予防する。</p> <p>【対象者】 翌年度に小学校入学を控えた幼児</p> <p>【具体的な活動内容】 対象者に受診票を個別送付し、歯科健診及びフッ素塗布を委託歯科医療機関で実施する。 ・自己負担:600円</p>	
評価内容	<p>幼児の虫歯の予防と口腔の健康の保持増進のため必要な事業であるが、「幼児むし歯予防事業」と事業内容がほぼ同一であることから、効率的に事業を実施するため、同事業と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「幼児むし歯予防事業」と統合すべきである。</p> <p>・歯科健診とフッ素塗布をセットで実施しているが、受診しやすいように、歯科健診のみでも受けられるよう見直しを検討すべきである。</p>	

C 統合

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
27	子育てほっとクラブ事業	健康福祉局 子育て支援推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 地域の子育て支援活動の一層の活性化と既存施設の有効活用を図るため、地域で子育てに関する活動を行う自主グループの活動場所として、児童クラブの運営に支障のない範囲内において、児童クラブの専用施設を提供する。</p> <p>【対象者】 地域で子育てに関する活動を行う市民による自主グループ</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年4月1日現在 7か所設置 ・費用負担無 	
評価内容	<p>地域の子育て支援活動の活性化を図るため、地域で子育てに関する活動を行う自主グループに活動の場を提供することは必要であるが、利用実績が低迷しているとともに、すこやか子育て交流館や親子つどいの広場の整備に伴い、活動の場の提供をはじめとした子育てグループへの支援体制が充実してきていることから、当事業は廃止すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・各地域における親子つどいの広場の整備に応じて、段階的に廃止すべきである。</p>	<p>F 廃止</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
28	かごしま市民健康55プラン推進事業	健康福祉局 健康総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成14年度</p> <p>【概要】 かごしま市民健康55プラン(計画期間:14~24年度)をもとに、鹿児島市健康づくり推進市民会議等と連携を図り、市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを推進する。</p> <p>【対象者】 全市民</p> <p>【具体的な活動内容】 市民会議の協働推進、推進検討委員会の開催、55プラン普及用パンフレットの作成、健康ニュースの発行、たばこの煙のないお店・体にやさしいかごしまメニューのお店登録店の拡充、ウォーキングマップによるプラス1,000歩運動の推進。</p>	
評価内容	<p>かごしま市民健康55プランのもと、市民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを推進するために必要な事業であるが、「55プランでゴーゴー普及キャンペーン事業」と一体的に取り組んだ方が効率的、効果的に実施できると考えられることから、25年度からの次期計画の推進にあたっては、同事業と統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の推進にあたっては、「かごしま市民健康55プラン推進事業」と「55プランでゴーゴー！普及キャンペーン事業」の両事業を統合し、一体的に取り組むべきである。 ・市民の健康がどのように増進したかが分かる成果指標を設定し、効果を把握する必要がある。 	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
29	55プランでゴーゴー！普及キャンペーン事業	健康福祉局 健康総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 鹿児島市健康づくり推進市民会議と連携してかごしま市民健康55プラン(計画期間:14~24年度)の周知度を高め、生活習慣病の予防に重点的に取り組む。</p> <p>【対象者】 全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及キャンペーン月間及びスローガンの設定(11月) ・各関係機関・団体の取組強化 ・1日街頭キャンペーンの実施 	
評価内容	<p>鹿児島市民健康55プランの周知度の向上や、生活習慣病予防の取り組みは必要であるが、予算規模も小さく、「かごしま市民健康55プラン推進事業」に事業目的や内容が包含されることから、25年度からの次期計画の推進にあたっては、同事業に統合すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・次期計画の推進にあたっては、「かごしま市民健康55プラン推進事業」と「55プランでゴーゴー！普及キャンペーン事業」の両事業を統合し、一体的に取り組むべきである。</p> <p>・市民の健康がどのように増進したかが分かる成果指標を設定し、効果を把握する必要がある。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
30	自殺対策事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 自殺予防に係る啓発、自殺に関する相談の実施等により、自殺対策を推進する。国の自殺総合対策大綱により、数値目標として平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを掲げている。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 (1)自殺対策ネットワーク会議及び市内連絡会議の開催 (2)ゲートキーパー養成講座の実施 (3)自殺に関する相談の実施 (4)自殺予防に係る啓発</p>	
評価内容	<p>全国の年間自殺者数は高い水準で推移しており、自殺予防に係る啓発や自殺に関する相談の実施等により、自殺対策を推進することは必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・医療福祉関係者などへの研修や、市医師会、弁護士会など関係団体等との連携を強化するなど、さらに効果的な自殺対策の推進に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
31	食育推進事業	健康福祉局 健康総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 食育推進計画に基づき、市民が食に関心を持ち、食を味わい、伝え、体験し、食育の楽しさを身につけることを通して食育を推進し、市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる活力ある社会の実現をめざす。</p> <p>【対象者】 全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育推進委員会の開催 ・食育推進ネットワークへの支援 ・食育の情報発信(食育情報紙の発行、食育ホームページでの情報提供、食育推進ポスターの発行) ・食育推進支援員の派遣 	
評価内容	<p>健全な食生活、食習慣、食文化の継承、食の安全などの食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事業であるが、さらに効果的に事業を展開するため、活動内容や情報発信を工夫する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ホームページについては、内容を充実させるとともに、情報に簡単に到達できるように改善するほか、アクセス数についても把握すべきである。 ・市民に効果的に働きかける事業展開を図るため、関係団体と事業内容について検討する機会の充実を図るべきである。 	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

「地域食育推進事業」と統合すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
32	地域食育推進事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成22年度</p> <p>【概要】 地域における食育推進のため「かごしま市食育推進計画」に基づき事業を実施し、市民の健全な食生活の実現と豊かな食文化の継承及び発展に寄与する。</p> <p>【対象者】全市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育教室の開催 ・プラス1教室の実施 ・郷土料理教室の実施 	
評価内容	<p>食育教室や郷土料理教室は、市民の健全な食生活の推進と豊かな食文化の継承及び発展のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・「食育推進事業」と連携し、食に対する市民ニーズの把握に努め、事業を推進する必要がある。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

「食育推進事業」と統合すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
33	高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進	建設局 街路整備課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和55年度</p> <p>【概要】 高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進を図るため、関係市町等で組織する期成会等での活動を通じて、国等への要望活動を行う。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 南九州西回り自動車道建設促進期成会等において、国等への要望活動を行い、鹿児島市と沿線市町・隣県を結ぶ高規格幹線道路等の整備促進を図る。</p> <p>※これまでの主な成果 ○南九州西回り自動車道 供用中：鹿児島IC～薩摩川内都IC間 ○東九州自動車道 供用中：鹿児島IC～曾於弥五郎IC間</p>	
評価内容	<p>高規格幹線道路・地域高規格道路が整備されることは本市と周辺地域との発展を促すものであり、その早期整備のために関係市町で連携して要望活動に取り組むことは必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・高規格幹線道路供用率を成果指標としているが、各年度の事業成果を把握しにくいことから、他の成果指標も検討すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
34	国道・県道の整備促進	建設局 街路整備課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和58年度</p> <p>【概要】 国道・県道の整備促進のため期成会、県市長会及び県との意見交換会等を通して強く要望する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 国道226号整備促進協議会等において、国や県への要望活動を行い、鹿児島市と沿線市町を結ぶ国道・県道の整備促進を図る。</p>	
評価内容	<p>国道・県道が整備されることは本市と周辺地域の発展を促すものであり、その早期整備のために関係市町で連携していくために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>・数値による成果指標を設定していないが、期成会の活動などへの参加以外に、職員の仕事の成果を把握することができる指標を検討すべきである。</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
35	東西幹線・南北幹線道路の整備促進事業	建設局 街路整備課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成5年度</p> <p>【概要】 鹿児島東西・南北幹線道路の早期整備に向けて、民間団体等と一体となって国等に対する要望活動等を幅広く展開し、両幹線道路の整備促進を図る。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 市・市議会をはじめ経済団体、運輸団体等の民間団体を含む23団体で構成する「鹿児島東西・南北幹線道路建設促進期成会」において、国・県への要望活動を行う。</p>	
評価内容	<p>鹿児島東西・南北幹線道路の整備は、本市の幹線道路ネットワーク形成や、市街地の渋滞緩和を図るものであり、民間団体等と一体となって国等に対する要望活動等を行うことは必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>・鹿児島東西道路供用延長を成果指標としているが、各年度の事業成果を把握しにくいことから、他の成果指標も検討すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

(参 考 資 料)

鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を高めるため、第三者による評価機関として、鹿児島市行政評価市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 政策、施策及び事務事業について、第三者の視点から評価を行うこと。
- (2) その他行政評価の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 市民委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、市民委員会を代表し、会務を総理し、市民委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。